

愛知県公共工事請負契約約款の改正について

平成22年7月26日の公共工事標準請負契約約款の改正を受け、愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用・建築工事用）について、下記のとおり改正します。

● 契約当事者間の対等性確保

- ◆ 約款中の呼称を「甲」・「乙」から、「発注者」・「請負者」に変更します。
- ◆ 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には、発注者が費用を負担する旨の規定を追加します。
- ◆ 発注者の定めた監督員が、その職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、必要な措置をとるべきことを発注者に請求することができる旨の規定を追加します。

● 施工体制の合理化

- ◆ 一定の場合には現場代理人の常駐義務を緩和できる規定を追加します。

● 不良不適格業者の排除

- ◆ 暴力団等排除に係る契約解除規定に、下請負人等が暴力団員等であった場合等における解除規定を追加します。

平成23年2月24日付け財務省告示第52号により、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が、現行の年3.3パーセントから年3.1パーセントに改正されましたので、約款における遅延利息の率も改正します。

上記のほか、文言の修正など所要の改正を行い、4月1日以降に公告・指名通知をする工事より適用することとします。